

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◇ 改正理由

国保財政の健全かつ安定的な制度運営を目指して、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

◇ 条例の概要

1 地方税法施行令の改正（令和4年4月1日施行）に伴う改正

(1) 賦課限度額の引上げ（法定額どおり）

区分	医療分		後期支援分		介護分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
賦課限度額	63万円	65万円	19万円	20万円	17万円	変更なし

2 県から示された「標準保険税率」を踏まえた町の税額の引上げ

(1) 所得割の税率・均等割額の引上げ

区分	医療分		後期支援分		介護分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割の税率	6.17%	6.98%	2.05%	2.09%	1.89%	2.10%
均等割額	31,800円	32,000円	11,000円	11,400円	14,100円	14,600円

(2) (1) に伴う低所得者・未就学児に係る法定軽減の軽減額の引上げ

①低所得者

区分	医療分		後期支援分		介護分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
軽減割合						
7割	22,260円	22,400円	7,700円	7,980円	9,870円	10,220円
5割	15,900	16,000	5,500	5,700	7,050	7,300
2割	6,360	6,400	2,200	2,280	2,820	2,920

※（軽減額）＝（均等割額）×（軽減割合）

②未就学児

区分	医療分		後期支援分	
	改正前	改正後	改正前	改正後
軽減割合				
7割	4,770円	4,800円	1,650円	1,710円
5割	7,950	8,000	2,750	2,850
2割	12,720	12,800	4,400	4,560
上記以外	15,900	16,000	5,500	5,700

※（軽減額）＝〔（均等割額）－（低所得者の軽減額）〕÷2

◇ 条例の施行日 令和5年4月1日